

令和 8 年度「巣立ち教育出前講座」実施要領

1 趣 旨

令和 4 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられるなど、消費者を取り巻く社会経済情勢は著しく変化している。このような中、就職や進学等により自立生活を始めることとなる高校生が被害やトラブルに巻き込まれないよう、消費者教育の推進が求められていることから、生涯にわたる健全な消費生活に資する消費者教育出前講座を実施する。

2 主 催

大分県

3 実施時期

令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで

4 1 講座当たりの時間

原則、50 分とする。（2 講座以上の実施も可）

ただし、学校の事情により、特別活動、総合的な学習の時間や公民の授業、進路指導等において、短時間での実施を希望する場合にも対応する。

5 経費等

- ・講師派遣にかかる謝礼金・旅費等の費用は県が負担する。
- ・学校での開催を原則とするが、他の施設での開催を希望する場合は、施設使用料等の費用は学校負担とする。
- ・生徒及び教員へのアンケート用紙の返送にかかる経費は学校において負担をお願いするが、可能な場合は電子フォームで実施する。

6 講座テーマ

別紙「巣立ち教育出前講座テーマ」を参考に、学校の希望により決定する。

7 その他

○今後の参考とするため、写真・ビデオ撮影を行う場合は、学校の了解の上で行う。